

私たちは戦争を許さない
～全国の安保法制違憲訴訟、いよいよ判決の時～

配布用レジュメ

伊藤塾塾長
日弁連憲法問題対策本部副本部長
9条の会世話人・弁護士 伊藤 真

1

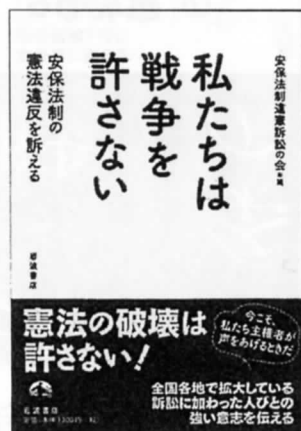
自己紹介

- ・伊藤塾の塾長として
→法律家・公務員の養成を39年
- ・憲法の伝道師として
→全国で講演、執筆活動
- ・弁護士として
→1人1票実現運動と裁判
安保法制違憲訴訟
憲法53条訴訟
助成金不交付訴訟

2

2

私たちは戦争を許さない(岩波書店)



3

3

やっぱり九条が戦争を止めていた



4

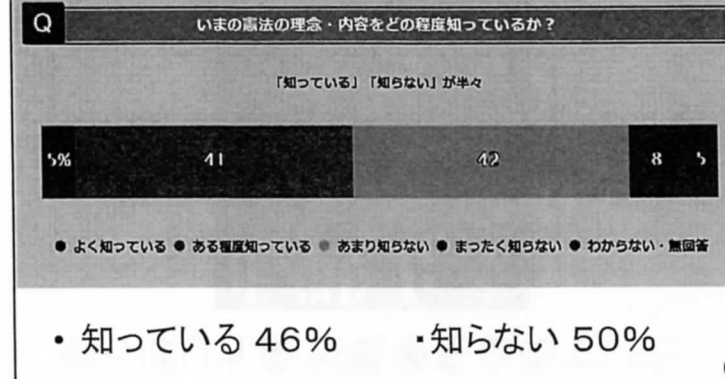
9条の挑戦(大月書店)



5

今の憲法の理念・内容を知っているか？

NHK世論調査(2018/4/13)



6

そもそも日本国憲法は何のために
生まれたのかを確認します

7

近代日本の歩み

・ 明治から第二次世界大戦敗戦

(1868～1945)

- 近代国家建設の過程
 - ・ 不平等条約をいかに改訂させるか。
- 立憲君主制
 - ・ 天皇主権、上からの改革
 - ・ 国家や天皇のための個人の自己犠牲には価値がある。
- 個人の自由よりも富国強兵を重視
 - ・ 軍備拡張と経済発展という国家優先による近代化
- 自由民権運動と大日本帝国憲法発布(1889.2.11)

法体系
政治制度
経済システム

8

戦前の国家統治

- 神権的「国体」思想と立憲主義的要素の対抗
- 神権的「国体」思想
 - 家族的全体国家主義
 - 皇室は万世一系の天照大神の子孫であり、神によって日本の永遠の統治権が与えられている天皇により統治されている。
 - ナチスとの共通点
 - 民族主義的色彩の強い全体主義
 - 国家を有機的な一体としての共同体としてとらえ、個人主義を徹底的に否定する。
- 立憲主義的要素
 - アジアで初めての立憲主義憲法
 - 外見的立憲主義
 - 個人の尊重と天賦人権が欠如
 - 臣民を統治するための手段としての立憲主義

9

日本国憲法制定の経緯

- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦 女性参政権も肯定
- 1946年2月 マッカーサー草案 但し沖縄を排除
 - 6月～10月 議会での審議・議決
 - 11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

戦前の日本は、「家」制度の下で、個人主義を徹底して排除

10

戦前への反省から

- 神権的「国体」思想の否定
 - 戦前の神権天皇、軍隊、宗教の三位一体の解体
 - 象徴天皇制、9条、政教分離を規定
 - 民族主義的色彩を除去し、全体主義を否定
- 真の立憲主義の確立
 - 「個人の尊重」を基礎とした人権保障の徹底
 - 違憲審査制を採用した徹底した「法の支配」
 - 裁判所の役割を重視(司法権の独立)

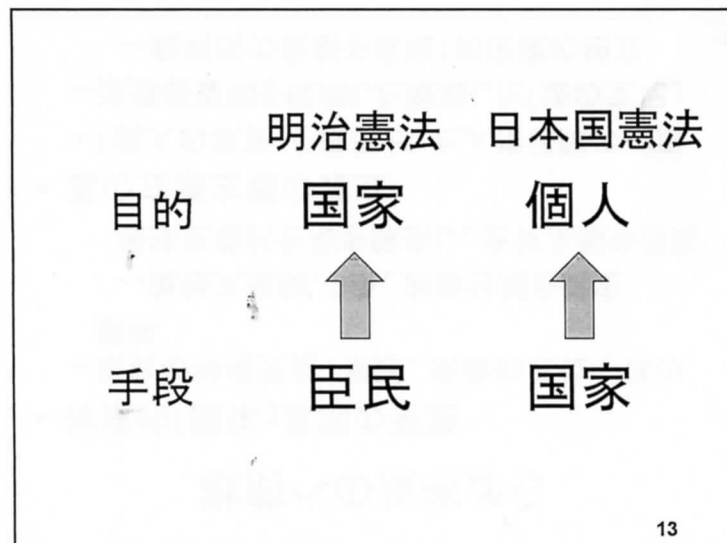
11

明治憲法から日本国憲法へ ～憲法価値の転換～

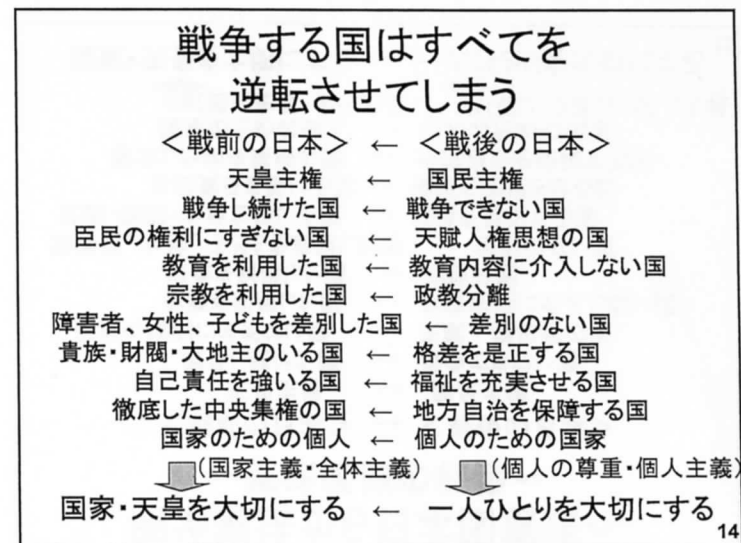
＜戦前の日本＞	→	＜戦後の日本＞
天皇主権	→	国民主権
戦争し続けた国	→	戦争できない国
臣民の権利にすぎない国	→	天賦人権思想の国
教育を利用した国	→	教育内容に介入しない国
宗教を利用した国	→	政教分離
障害者、女性、子どもを差別した国	→	差別のない国
貴族・財閥・大地主のいる国	→	格差を是正する国
自己責任を強いる国	→	福祉を充実させる国
徹底した中央集権の国	→	地方自治を保障する国
国家のための個人	→	個人のための国家
(国家主義・全体主義)	→	(個人の尊重・個人主義)
国家・天皇を大切にする	→	一人ひとりを大切にする

12

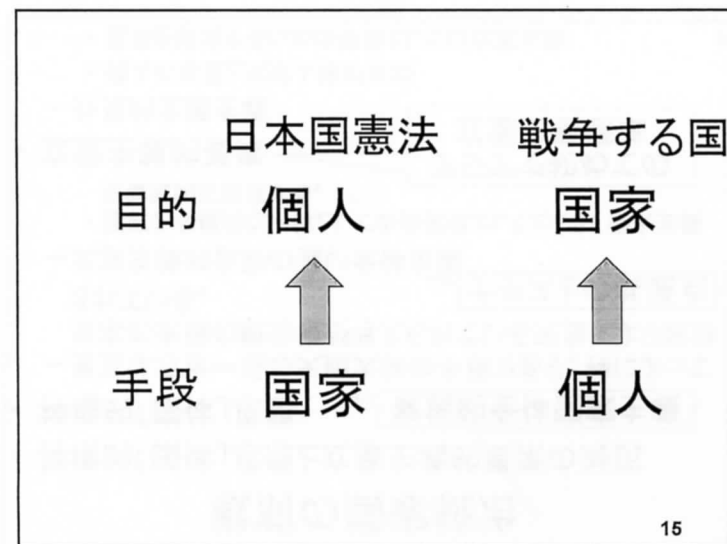
12



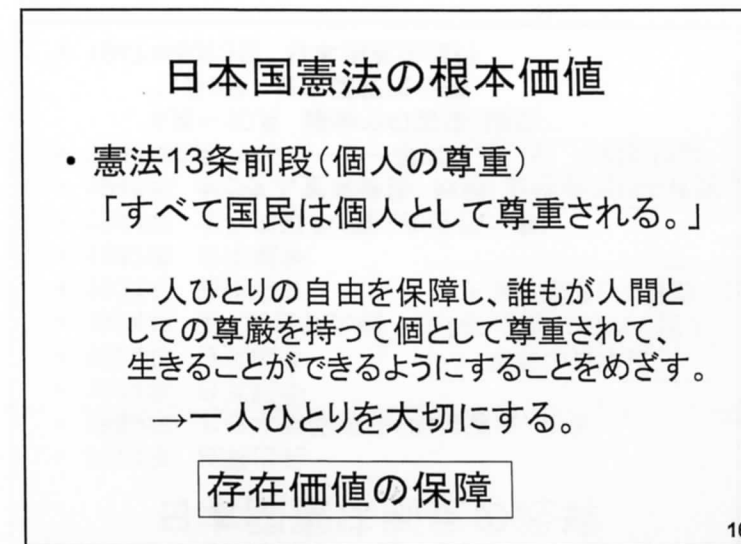
13



14



15



16

個人の尊重(個人の尊厳)

- ・人は皆違う(個として尊重)→多様性

→人と違うことはすばらしい

違いを認め合って共生できる社会をめざす。



- ・人は皆同じ(人として尊重)→包摂性

→人間として生きる価値がある点では皆同じ

1人1人の存在自体に価値があるのであり、
個人の幸せのために国がある。

17

17

憲法と法律

国民が人為的に
作った権力の主体



国民・市民が憲法を武器に
闘わなければならない。

18

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- ・天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

19

19

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。



国会議員、官僚、裁判官など公務員に憲法を守らせるために主体的に行動することを国民に求めている。

最後は市民の力。
主権者意識・憲法意識の重要性。

20

20

憲法9条について考えてみます

21

21

戦争の位置づけの変遷

- 中世の正戦論(神の意思を実現するための正義の戦争だけが許される。)
- 19c~20c初頭 近代主権国家の無差別戦争観
(列強による植民地支配を正当化するため)
←自衛権の主張は意味のないものとされる。
- 第1次大戦後 国際連盟と不戦条約(1928年)
←侵略戦争を禁止
(ただし自衛のためと主張すればすべて自衛戦争となる)
- 国連憲章(1945年6月26日調印)
あらゆる武力行使を原則、違法とする。
例外は国連憲章42条、51条のみ。

23

9条に関する5つの視点

- 1 国防
日本の国民・市民を守るためには？
 - 2 日米関係
米国の戦争に巻き込まれないようにするには？
 - 3 国際協力
世界の平和のための国際貢献は？
 - 4 人権への影響
国民・市民の生活との関係は？
 - 5 世界・近隣諸国(中・韓・朝・ロ)への影響
- 9条改憲・戦争法廃止もこれらの観点が必要

22

武力行使禁止の例外①

【軍事的措置】

国際連合憲章 42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

安保理決議に基づく武力行使が可能と解釈されている。

24

武力行使禁止の例外②

【自衛権】

国際連合憲章 51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

25

国連憲章で認められた自衛権

- 個別的自衛権
 - 自国を防衛するため必要最小限の武力行使は許される。
- 集団的自衛権
 - アメリカが突如主張して採用される。
 - アメリカと軍事同盟を締結している国に対して武力攻撃があった場合に、アメリカは国連安保理の承認なしに軍事介入できる権利として発明されたもの。
 - 安保理による事前の許可という条件なしに地域的機構による防衛行動を認める必要にせまられた結果、創設された概念。
- しかし、ともに制限的
 - 武力攻撃が発生した場合に限る。
 - 安保理が必要な措置を採るまでの間に限る。

26

日本国憲法 第9条

1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

世界標準

侵略戦争放棄

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

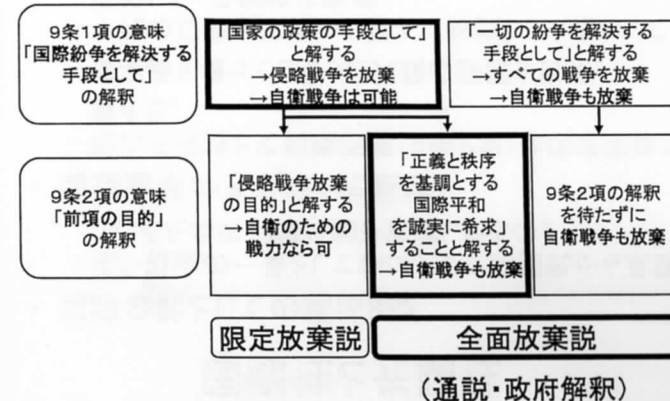
戦争の手段を規制した2項こそが特に重要

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

27

27

憲法第9条の規範構造



28

憲法9条による軍事力統制

- 憲法で権力を統制しようとするのが立憲主義。
- 憲法は武装集団に正面から正統性を与えない。
- 戦前、軍事力の統制に失敗した日本が、憲法による正統性剥奪という権力統制方法を生み出した。
→憲法に書かないことに立憲的な意味がある。
- 戦前のように正規軍の軍拡予算を主張したり国防を国家の最優先事項にしたりすることができない。
- 憲法9条は、軍事優先社会を構築することや反戦思想を取り締まること封じ、自由な社会の下支えとして機能してきた。

29

29

政府の立場

～9条が禁止する戦争とは？～

- 戦争＝侵略戦争＋自衛戦争
- 9条1項・2項で侵略戦争のみならず、自衛戦争も含め、一切の戦争を放棄
(憲法学の通説、政府見解)

～自衛権の位置づけ～

- 主権国家として持つ固有の自衛権は、憲法外に基礎を置く権利
(最大判昭34.12.16, 砂川事件判決)

31

国際性と先駆性

- 国際公約としての憲法9条
 - －国際社会の一員として特にアジア諸国民から承認されるための国際公約を宣言したもの。
- 国連憲章の先を行く先駆性
 - －戦力不保持と交戦権否認(9条2項)は国連憲章を越える。
 - －核兵器を使ってしまった人類の課題を自覚。
 - －平和の視座を国家から個人に転換し、人権として保障した(平和的生存権)。
→「人間の安全保障」「平和への権利」の理念の先取り

30

30

自衛権発動のための旧三要件

- ① 我が国に対する急迫・不正の侵害があること。
－友好関係にある他国が攻撃されただけでは不十分。
集団的自衛権の否定
- ② その侵害を排除するために他に適当な手段がないこと。
－警告や外交など他の手段で問題を解決できる場合は要件を満たさない。
- ③ 排除するために許される実力行使は必要最小限であること。
－専ら攻撃に使われる装備は許されない。

ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母は不可

32

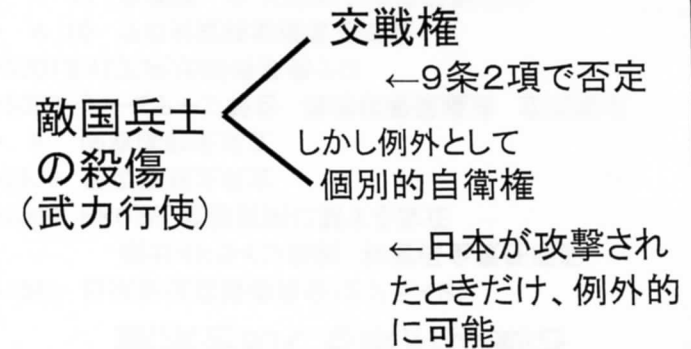
個別的自衛権

- 自国が武力攻撃を受けたときに、必要最小限の武力を行使して反撃すること。
←相手国兵力の殺傷と破壊をしうる。
- 個別的自衛権行使にあたって、相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は交戦権と同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権とは別の観念のもの。

33

33

交戦権と個別的自衛権



34

前文と9条の平和主義の下での 政府解釈の帰結

- 武力行使を個別的自衛権行使に限定
- 海外での武力行使を禁止(自衛官の武器使用に限定)
- 攻撃的兵器保有の禁止(弾道ミサイル、攻撃型空母、戦略爆撃機)
- 他国の武力行使との一体化禁止
 - 他国軍隊への支援は非戦闘地域、後方地域に限定
 - 支援内容も武力行使との一体化にならない範囲に限定
- 海外での自衛隊の活動を後方支援、人道復興支援に限定
 - 警護活動、安全確保活動、船舶検査活動のような前線での活動を行わない。
- 武器使用も自己保存権に基づくものに限定
 - 任務遂行のための武器使用禁止
 - 危害射撃は刑法36条、37条に限定
 - 武器使用権限は部隊ではなく個々の自衛官に付与。
- PKO参加五原則による限定

9条は自衛官の
命を守ってきた

•武器輸出禁止
•ODA平和利用
•宇宙平和利用
•非核3原則

5

35

武力行使の新三要件

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
→政府は、「我が国の存立が脅かされ」「国民の……権利が根底から覆される」「明白な危険」の文言により、憲法上許容される限度に集団的自衛権の行使が限定されているとする。
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまること

36

東京地裁国賠判決(2019/11/7)

「被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を採っている。」

そもそもこのような区別などはない。
自国が武力攻撃を受けていないにも拘わらず、武力行使を認める点で本質は他国防衛であり、区別などできない。

37

「専守防衛」の改変

1 「専守防衛」定義

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう(平成26年版防衛白書)

2 2015年(平成27年)5月12日答弁

・小西洋之君

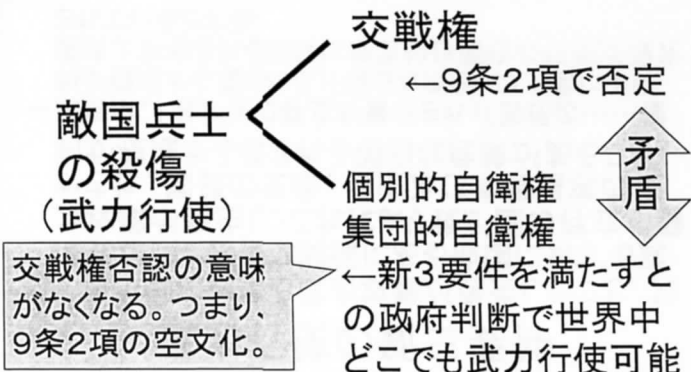
「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということによろしいですね。

・政府参考人(防衛省)

「そういうふうに理解をしています。」

39

交戦権と集団的自衛権



38

憲法をめぐる政府の動き

- ・1997 日米安保協議委員会(2プラス2)
新ガイドライン発表 秘密保全責任明記
- ・1998 PKO法、武器使用に関する改正
- ・1999 周辺事態法成立
- ・ " 国旗国歌法成立
- ・2000 アーミテージ報告 機密情報保護法 立法要求
- ・2001.9.11アメリカ同時多発テロ
- ・ " 10 テロ対策特別措置法成立
- ・ " 11 自衛隊、インド洋海上支援活動開始
- ・2003.3 イラク戦争勃発
- ・ " 6 武力攻撃自体対処法ほか有事法制3法成立
- ・ " 7 イラク特別措置法成立(延長により2009.7まで)
- ・2004.6 有事法制7法成立

40

- ・2005.10 「日米同盟:未来のための変革と再編」
- ・ " " 自民党「新憲法草案」発表
- ・第1次安倍政権(2006.9～2007.8)
- ・2006.12 防衛庁が防衛省に昇格
- ・ " " 教育基本法改正。教育への国家介入へ
- ・2007.5 憲法改正手続法成立
- ・ " 8 米国とGSOMIA(軍事情報包括保護協定)締結
- ・ " 12 自衛隊法改正により海外活動が本来任務に
- ・2008.1 新テロ対策特措法成立
- ・2009.3 海上自衛隊ソマリア沖派遣
- ・ " 6 海賊対処法成立
- ・ " 9 民主党政権に交代
- ・2010.5 憲法改正手続法施行
- ・2011.3 東日本大震災発生 トモダチ作戦
- ・ " 5 ジブチに自衛隊の基地完成

41

- ・2012.4 自民党「憲法改正草案」発表
- ・ " 7 自民党、国家安全保障法案了承(議員立法)
- ・ " 9 陸上自衛隊がグアムでの米海兵隊訓練に参加
- ・ " 10 普天間基地へオスプレイ配備
- ・ " 12 第2次安倍内閣発足
- ・2013.2 安保法制懇5年ぶりに再開。96条先行改憲論
- ・2013.5.24 マイナンバー法成立
- ・ " 6 カリフォルニアで日米共同訓練
- ・ " 7 自民党、参院選で圧勝。集団的自衛権容認をめざし、解釈改憲、立法改憲の動き
- ・ " 10 ハワイ海兵隊司令部に幹部自衛官常駐
- ・2013.12.4 国家安全保障会議(日本版NSC)再編
- ・2013.12.6 特定秘密保護法が強行採決により成立

42

- ・2013.12.17 国家安全保障戦略・防衛大綱・中期防衛力整備計画決定→軍拡路線へ
- ・2013.12.27 名護市辺野古沖の埋め立て申請を承認
- ・2014.4.1 防衛装備移転三原則を閣議決定
- ・2014.5.15 安保法制懇の提言を受けて集団的自衛権行使容認への基本的方向
- ・2014.7.1 安倍内閣、集団的自衛権行使の閣議決定
- ・2015.2.10 新ODA大綱閣議決定(他国軍支援解禁)
- ・2015.4.27 日米ガイドライン合意
- ・2015.9.19 戦争法成立
- ・2015.10.1 防衛装備庁発足
- ・2016.3.29 戦争法施行
- ・2016.5.24 盗聴法拡大改正法成立

43

- ・2016.11 駆け付け警護の新任務を付与した部隊を南スーダンに派遣
- ・2016.11.23 日韓GSOMIA締結。
- ・2017.3.21 共謀罪閣議決定
- ・2017.4 米艦への燃料等補給任務開始
- ・2017.5.1 初の米海軍補給艦防護を実施
- ・2017.5.17 「総理のご意向」と記された加計学園の獣医学部新設計画に関する文部科学省の文書報道
- ・2017.9.28 憲法53条により臨時国会の召集を要求したにもかかわらず、98日間臨時国会を開かず、開いたその日に衆議院を解散
- ・2017.12.19 迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」導入決定
- ・2018.2.26 厚労省による労働統計不正調査発覚
- ・2018.3.2 財務省による森友学園への土地売却決裁文書改ざん報道

44

- ・2018.3.27 日本版海兵隊(水陸機動団)発足
- ・2018.4.2 防衛省がイラク派遣自衛隊活動報告(日報)発見と発表
- ・2018.4.16 幹部自衛官による野党議員に対する暴言
- ・2018.10.3 第4次アーミテージレポート
- ・2018.12.13 F35を105機追加購入する方針を決定、計142機体制
- ・2018.12.18 防衛大綱と中期防閣議決定
- ・2018.12.21 いずも空母化など防衛予算案は前年比1.3%増の5兆2574億円、5年連続で過去最高を更新
- ・2019.4.19 外務・防衛担当閣僚協議(2プラス2)で、日本がサイバー攻撃を受けたとき米国が対日防衛にあたることを確認
- ・2019.11.8 首相主催の「桜を見る会」をめぐる問題指摘
- ・2019.12.27 中東海域に自衛隊を独自派遣閣議決定

45

自衛隊の憲法明記で
何が変わるのでしょうか

47

47

2015年ガイドラインの問題点

- ・ガイドライン(日米防衛協力のための指針)とは
 - －日米の外務・防衛閣僚による日米安全保障協議委員会における合意(義務ではないが、実質的な影響大)
 - －78年:日本への武力攻撃(日本有事)
 - －97年:周辺事態での相互協力
- ・2015年ガイドラインの問題点
 - －「グローバル」:アジア太平洋及びこれを越えた地域、宇宙及びサイバー空間にまで拡大
 - －「切れ目のない」:平時から緊急事態まで切れ目なく

←これまであえて地理的に限定し、警察力と防衛力、平時と有事、個別的自衛権と集団的自衛権を区別し切れ目をつけることで自衛隊の活動を限定してきた。こうした9条の立憲主義的統制を無にする。

46

安倍改憲の4つのテーマ

- ・憲法9条改憲
 - －自衛隊憲法明記の名目で9条を骨抜きに。
- ・緊急事態条項創設
 - －内閣が自由に人権侵害できる政令制定可能。
- ・1人1票の否定
 - －選挙権の住所による差別を肯定。
- ・教育内容への国家の介入を容易にする
 - －教育は国の未来のためのものと規定。

48

48

- ・ 安保法(戦争法)の違憲の疑いもなくして、世界で自由に自衛隊を実質的な軍隊として使いたいというのが本音。
- ・ 2015安保法以後の、海外で「人を殺し、殺される」自衛隊を明記して9条2項を空文化することになる。
- ・ 憲法の非暴力平和主義の理想を捨て去ってしまっているのか。
- ・ 自衛隊明記の後についての想像力が必要。

9条お試し改憲ではなく、実質全面廃止

米軍基地反対運動なども極めて困難に

災害救助で頑張っている自衛隊がかわいそうという感情論に流されてはならない。

49

私たちはなぜ戦争を許さないのかを
改めて考えてみます

51

51

安倍改憲の背後にあるもの

- (1) 日本経済界の強い欲望
→ 経団連の意向
- (2) アメリカと米軍の強い要請の固定化
→ 日本の安全保障は米軍の要請
- (3) 戦前回帰の執念
・ 復古主義、大国主義、民族主義、軍国主義

特定の味方を作るよりも、
敵を作らない外交「安心の供与」が
必要なのではないかな。

50

50

私たちはなぜ戦争を許さないのか

- ・ 個人を苦しめる(個人の尊厳を踏みにじる)
- ・ 社会を崩壊させる
- ・ 日本の国柄を変えてしまう
- ・ 地球への悪影響

52

52